

新規規制緩和要望 (2) 「島焼酎特区」

- 青ヶ島村産の焼酎「あおちゅう」を蒸留する際、最初に生成される原酒（アルコール度数約60度）は、^(はなたれ)「初垂れ」として珍重。一方で、現行の酒税法上、原料用アルコールの製造免許に必要な年間数量規制（6キロ以上）により、販売が困難
- 規制緩和により、この原酒を島内だけで販売できるようにすれば、島でしか飲めない「幻の焼酎」というブランド化が可能になり、観光振興・地方創生に貢献【税制・法律改正】
- この他、檜原村（じゃがいも）、御蔵島村（へんご）についても、単式蒸留しょうちゅう（アルコール度数45度以下）の年間数量の規制緩和を要望【税制・法律改正】

	① アルコール度数による酒類の定義	② 製造免許に必要な年間製造見込数量	③ 要望の主体 * かつこ内は原料
原料用アルコール	45度超	6キロ以上	<p>青ヶ島村 (サツマイモ、麦)</p>  <p>サツマイモ= かんも</p>
単式蒸留しょうちゅう	45度以下	10キロ以上	<p>檜原村 (じゃがいも) ※ 現在、村外で製造する焼酎の村内製造を目指す</p>  <p>御蔵島村 (へんご (島天南星)) ※ 新たに村内での焼酎製造を目指す</p> 

青ヶ島村



カルデラ内からの星空



photo by Izumi Hayashi

青酎伝承



御蔵島





じゃがいも焼酎